

平成22年3月25日
日本貸金業協会

協会員に対する処分について

日本貸金業協会（会長：小杉 俊二）は、平成22年3月25日開催の理事会において、以下の処分を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

処 分 決 定 日	平成22年3月25日
処 分 対 象 者	別紙「長期会費未納による協会員処分一覧」参照
処 分 の 種 類	除 名
処 分 の 理 由	平成20年度上期から平成21年度下期に至る会費を、連続して3期または4期にわたり滞納したため。
根 拠 規 定	定款第21条第1項第3号及び第2項
処分の効力発生日	平成22年3月25日
公 表 日	平成22年3月25日

問 合 せ 先
日 本 貸 金 業 協 会
会 員 部 会 員 課
電 話 03-5739-3012

長期会費未納による協会員処分一覧(平成20年上期～平成21年下期 未納)

処分決定日:平成22年3月25日

No.	会員番号	商号	代表者	資本金	管轄行政庁	登録番号	処分内容	処分理由となる規定違反の条項等
1	第000997号	アピス	豊永 正季		山口県知事	(2)第01497号	除名	協会定款第21条第1項第3号
2	第001337号	T. M商会	當麻 正男		東京都知事	(3)第23589号	除名	協会定款第21条第1項第3号
3	第001791号	有限会社山陽改発	大山 義	300万円	岡山県知事	(9)第00606号	除名	協会定款第21条第1項第3号
4	第002421号	マルヤ不動産 株式会社	宮田 泰敬	900万円	神奈川県知事	(1)第04985号	除名	協会定款第21条第1項第3号
5	第003325号	ニーズ・コーポレーション	木村 武司		兵庫県神戸県民局長	(3)第12125号	除名	協会定款第21条第1項第3号
6	第003344号	とうしん	備後 徹保		宮城県知事	(6)第01635号	除名	協会定款第21条第1項第3号
7	第003479号	いずみ	山下 利男		長野県知事	(松1)第01137号	除名	協会定款第21条第1項第3号
8	第003483号	オオノコーポレーション	大野 英明		神奈川県知事	(N3)第04700号	除名	協会定款第21条第1項第3号
9	第004399号	新日本商会	西川 親生		長崎県知事	(N北8)第00289号	除名	協会定款第21条第1項第3号